

障害、合理的配慮及び障害を理由とする差別の定義

障害の定義

医学モデル：障害という現象を個人の問題としてとらえ、病気・外傷やその他の健康状態から直接的に生じるものであり、専門職による個別的な治療というかたちでの医療を必要とするものとみる。

社会モデル：障害を主として社会によって作られた問題とみなし、基本的に障害のある人の社会への完全な統合の問題としてみる。

[国際生活機能分類－国際障害分類改訂版－（日本語版）より]

合理的配慮の定義

障害者の権利に関する条約（仮訳文）（抄）

第2条 定義

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

[障害者白書平成23年版 付録より]

障害を理由とする差別の定義

障害者の権利に関する条約（仮訳文）（抄）

第2条 定義

「障害を理由とする差別」とは、障害を理由とするあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

[障害者白書平成23年版 付録より]